



令和元年 7月29日(月)
(2019年)

No. 14980 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第18回－ ブルネイ(下)……………(1)

☆特許庁告示第2・3・4・5・6号……………(11)

アセアン諸国の知的財産制度

－第18回－ ブルネイ(下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、ブルネイの知的財産制度のうち、商標法、著作権法を中心に解説する。

2. 総論

ブルネイ知的財産庁は、2016年3月、これまでの

ブルネイ経済開発委員会から、エネルギー・産業局に移管された。特許制度については、2012年1月1日、特許令及び特許規則の施行により、ブルネイに、独自の特許制度が導入されたが、ブルネイ知的財産庁が受理した特許出願は、実体審査について、デンマーク、ハンガリーの各知的財産庁へ外注されている。なお、従来は、英国、マレーシア、シンガポールで登録された特許権について、申請によりブルネ

ツタダ 蔦田内外国特許事務所

弁理士 蔦田 正人 弁理士 中村 哲士
弁理士 富田 克幸 弁理士 有近 康臣
弁理士 前澤 龍 弁理士 水鳥 正裕

〒541-0051 大阪市中央区備後町1丁目7番10号 ニッセイ備後町ビル9階
電話(06)6271-5522(代表) FAX(06)4964-2217
URL: <http://www.patent-osaka.jp> E-mail: tsutada3@alto.ocn.ne.jp

イに特許権が設定されていた。

また、ブルネイ知的財産庁と日本国特許庁の、協力覚書に基づいて、2015年10月よりブルネイ知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。また、この協力覚書に基づき、マドリッド協定議定書加盟後の運用支援のために専門家が派遣されている。

今後とも、ブルネイと日本の協力関係が強化され、両国間の知的財産活動が推進されることに期待したい。

3. 商標法

ブルネイの「商標法」は、2000年5月1日に施行され、その後、2017年1月26日に改正商標法が施行された。ここでは、この法律に基づいて、ブルネイの商標制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、ブルネイの商標法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「商標」とは、「ある企業の商品又はサービスを他社のそれと区別して特徴的に表わすグラフィックとして表現でき、すべての識別できる標識」(4条(1))として定義されている。

また、商標は、「語(個人の名称を含む)、図案、文字、数字、商品又はその包装の形状から構成することができる」(4条(1))と規定されている。

なお、「商標」には、「団体商標」と「証明標章」が含まれることについても規定されている(4条(2))。

<解説>

2017年1月26日に施行された商標法改正により、商標の定義から「視覚的に」という規定が削除され、音商標、香り商標等の新しいタイプの商標も登録が可能となっている。

(2) 登録要件(絶対的登録要件)

標章は、次のいずれかに該当する場合は、登録することができない(6条(1))。

- (a) 商標の定義(4条(1))を満たさない標識
- (b) 識別性のない商標
- (c) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、若しくは商品又はサービスの特徴を表すために取引上役立つこと

ができる標識又は指示からなる商標

- (d) 通用語において又は真正かつ確立した取引慣行において常用されている標識又は表示のみからなる商標

ただし、商標がその登録出願の日前に使用された結果、実質的に識別性を有している場合は、(b)、(c)又は(d)の規定によって登録を拒絶されない。

また、標識は、次に掲げるもののみからなる場合は、商標登録されない(6条(2))。

- (a) 商品自体の性質に由来する形状
- (b) 技術的成果を得るのに必要な商品形状
- (c) その商品に実質的価値を与える形状

さらに、商標は、次の場合は登録されない(6条(2)~(6))。

- (a) 公の政策又は一般に容認されている道德原理に反する場合
- (b) 一般公衆を欺瞞するような性質のものである場合
- (c) ブルネイ・ダルサラーム国の法律において使用が禁止されている場合
- (d) 紋章等(7条)
- (e) その出願が悪意によるものである場合

(3) 登録要件(相対的登録要件)(8条)

商標は、次の理由がある場合には、登録されない。

- (a) 先の商標と同一であり、かつ、商品又はサービスが先の商標で保護されている商品又はサービスと同一あるいは同類の商品又はサービスに対して登録されようとしていること、又は
- (b) 先の商標と類似であり、かつ、先の商標で保護されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに対して商標が登録されようとしていること(公衆に対して混同を与える虞があり、先の商標との関連の虞を含んでいる。)

また、次の商標は、登録されない。

- (a) 先の商標と同一若しくは類似である場合、かつ
- (b) 先の商標で保護されているサービスと同類でない商品又はサービスに対して登録されることになっている場合(ただし、先の商標がブル